

全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第22版

第1条 定 義

主催者からの申請に基づき本連盟障害馬術本部が審査の上、承認し公示する全日本障害馬術大会出場資格取得に関する認定種目を含む障害馬術競技会を公認障害馬術競技会（以下公認競技会という）と称す。

第2条 競技会の体系

公認競技会は、★★★★★（4スター）、★★★（3スター）、★★（2スター）、★（1スター）のカテゴリーに区分する。なお、詳細は公認障害馬術競技会カテゴリー制度細則に定める。

- 2 カテゴリーの区分は、主催者が公認申請書にて申告するものとし、承認後は実施要項にその区分を明記しなければならない。

第3条 事務処理

公認の承認に関する事務処理については全て本規程による。

第4条 申 請

★★★★★および★★★については、前年度の日程調整会議にて出席者に同意され、障害馬術本部が承認した公認競技会のみ申請できるものとし、開催の1ヶ月前までに申請書（様式A）を本連盟に提出するものとする。また、★★および★については、開催の1ヶ月前までに申請書を提出すること。

- 2 本連盟の助成金または補助金の対象となっている競技会は公認競技会として承認しない。ただし、組成団体が主催する競技会あるいは本連盟が指定する競技会を除く。

第5条 公認申請料・種目認定料

公認申請を行う主催者は、申請に合わせて本連盟に公認申請料および種目認定料を納付しなければならない。

- 2 公認の承認をもって当該競技会を公認競技会と称する。
3 公認申請料は、各カテゴリー別に同一日程同一会場で開催の1競技会につき以下の料金とする。

| | | |
|-------|----------|--------|
| ★★★★★ | 100,000円 | （消費税別） |
| ★★★ | 70,000円 | （消費税別） |
| ★★ | 50,000円 | （消費税別） |
| ★ | 30,000円 | （消費税別） |

- 4 種目認定料は、認定競技として実施する1競技につき10,000円（消費税別）とする。
5 納付された公認申請料および種目認定料は、いかなる場合でも返却しない。

第6条 承 認

審査は障害馬術本部競技実施委員会が行い、本部長承認の上で文書にて通知するものとする。

- 2 公認の承認を受けた競技会であっても実施の基準等必要事項に不備のあることが発見された場合、承認を取り消すことがある。
3 承認通知が発行された以後は、認定種目の追加は原則として認められないものとする。

第7条 主催者

公認競技会の主催者である申請者は、本連盟の会員資格を有していなければならない。実行委員会を組成して公認競技会を開催する場合、実行委員会代表者は本連盟の個人登録会員でなければならない。

第8条 国際馬術連盟公認

国際馬術連盟公認競技会を開催しようとする主催者は、前年度の公認競技会日程調整会議にて出席者の同意を得た上で、開催の4ヶ月前までに申請書（FEI様式）を本連盟に提出し、併せて本連盟の公認を受けるものとする。

2 国際馬術連盟の公認料等については、主催者の負担とする。ただし、ワールドカップ予選競技会（CSI-W）は除く。

第9条 審査事項

審査事項は次の通りとする。

- ①競技会の名称（本連盟が主催する競技会や競技を連想する名称は承認しない）
- ②主催者
- ③開催日程
- ④開催場所
- ⑤実施要項
(必須：種別、グレード、高さ、幅、個数、適用規程、飼育奨励金配分表（※カテゴリー★★以上）)
- ⑥予定参加馬頭数
- ⑦大会役員
(必須：審判長、コースデザイナー、アシスタントコースデザイナー（※カテゴリー★★以上）、チーフチュワード、オフィシャル獣医師、救護医師または看護師、装蹄師、実務責任者)
- ⑧会場競技設備概要（厩舎数、競技場／練習場サイズ）
- ⑨救護体制
- ⑩公認申請料および種目認定料の納付（振込み受領書の写し添付）

第10条 留意事項

公認競技会として申請するにあたり、次の事項について留意すること。

- ①馬場
 - a. 適度な広さ（屋外の競技場面積は約3,000m²以上、練習場は約500m²以上）
 - b. 水はけおよび砂の深さが適当であること
 - c. 散水システム
 - d. ハロー掛け等のグラウンド整備
- ②安全性
 - a. 安全な障害物の利用
 - b. セーフティカップの採用
 - c. 一般観客に対する安全性の配慮
 - d. 人馬の救護体制と馬のウェルフェアの確立
- ③外来厩舎
 - a. 適切な広さ
 - b. 放馬防止対策
 - c. 馬洗場の設置
- ④広報活動および観客への配慮
 - a. 広報活動（報道機関に公認競技会の開催告知および成績報告の配信）
 - b. 観客席の設置
 - c. 放送など音響設備の設置
 - d. 駐車場の確保
 - e. 飲食関係

第 11 条 大会役員

大会役員は、必須の役職を含み主催者が独自に編成する。

第 12 条 認定種目

認定種目は、本連盟競技会規程第 200 条 8 に規定する中障害 D 以上のグレードごとに、標準競技、スピードアンドハンディネスあるいは二段階走行競技として実施する競技とする。

- 2 各認定種目には、同一馬は 1 回限りの出場とする。
- 3 認定種目については、オープン参加は禁止とする。
- 4 ★★および★競技会においては、低いグレードから高いグレードの順に認定種目を行うことが望ましい。
- 5 大障害 A を行う競技会においては、前日までに大障害 B の実施を必須とする。

第 13 条 認定種目の適用規程

認定種目の採点の適用規程は以下による。

- ① 標準競技(本連盟競技会規程第 236 条 基準 A で採点する競技)は、第 237 条および第 238 条を適用する。
 - ②スピードアンドハンディネス(本連盟競技会規程第 239 条 基準 C で採点する競技)は、第 263 条を適用する。
 - ③二段階走行競技は、第 274 条 2.2.5 を適用する。
- 2 適用規程は、実施要項に明記されなければならない。

第 14 条 認定種目のコース

コースの設計は以下の条件を満たさなければならない。

- ①障害物の高さ、幅、個数の指定
 - a. 障害物の高さ、幅および速度は、本連盟競技会規程第 200 条 8 を適用する。
 - b. 認定種目の障害個数は、10~13 個とする。
 - c. コンビネーション障害は、中障害 B 以上のグレードでは、ダブル障害 1 個とトリプル障害 1 個あるいはダブル障害 2 個が、必ず含まれていること。中障害 C 以下のグレードでは、ダブル障害 1 個以上とする。
 - ②障害物、掛け金(カップ)は、規程に基づいたものであること(FEI 規程および FEI 障害馬術競技会メモランダムを参照)。
- 2 同一日に実施する認定種目について、同一コースを使用してはならない。ただし、コース図上、障害物の形態が最低 1 か所異なっていれば、同一コースではないとみなす。
- 3 認定種目と非認定種目を同一コースで行う場合、認定種目を先に行わなければならない。

第 15 条 認定種目の参加資格

認定種目に登録する選手は、日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上を取得している者のみとする。

- 2 認定種目に登録する競技馬は、本連盟の乗馬登録が完了し、ポイント対象となるいづれかのグレード申請を完了している馬匹でなければならない。

第 16 条 インドア競技場

インドア競技場で実施する競技会については次の基準による。

- ①各グレードにおける障害物の高さは、本連盟競技会規程第 200 条 8 を適用する。

- ②インドアの競技場で実施する高さ以外の認定種目基準は公認障害馬術競技会カテゴリー基準（別表）による。
- ③天候などの諸事情により、競技場をアウトドアからインドアへと変更する場合、本条に従い審判長が認定種目として査定する。ただし、インドア競技場が条件を満たしていない場合、認定種目として取り扱わない。

第 17 条 公認の公示

主催者は、当該競技会の開催に当たり、ポスター、看板、プログラム、その他の配布物あるいは掲示物に「公益社団法人日本馬術連盟公認競技会」である旨を表示するものとする。

第 18 条 全日本馬術大会

集計の対象期間に開催された公認競技会において実施された認定種目で獲得したポイントによりグレードごとに全日本障害馬術大会の出場権を付与する。グレードごとの頭数については、実施要項にて発表する。

第 19 条 グレードの宣言

当該年の全日本障害馬術大会に出場を希望する馬匹所有者は、グレードを本連盟システムにより宣言するものとする。

- 2 当該年の全日本障害馬術大会が終了した後、グレードの変更がない限り同一グレードでの継続とする。
- 3 宣言する馬匹は、申告する時点で日本馬術連盟の登録馬とする。
- 4 馬匹の登録あるいは更新手続きの不備により保留となった場合、更新手続きが完了するまでに得たポイントは無効とする。
- 5 次年度の全日本障害馬術大会のポイント集計は、当該年の同大会のポイント締め切り翌日より開始する。

第 20 条 グレードの変更

- 1 グレードの変更は、馬匹所有者あるいは馬匹管理者の責任により行うものとする。ただし、変更前に獲得したポイントは、いかなる場合も無効とし過去のグレードに戻した場合でも同様とする。
- 2 出場権の付与は、ポイント締め切り日をもって行い、その後にグレードを変更しても、出場権が消失することはない。

第 21 条 ポイントの集計

ポイントの集計は、以下の通りとする。

- ①ポイントは、グレードの宣言を受理された馬匹に対して付与し下記の区分ごとに集計する。

大障害A
大障害B
中障害A
中障害B
中障害C
中障害D

- ②順位による基礎ポイントと出場人馬数による係数 (a) でポイントを算出する。
 ③競技会のカテゴリーに対して、全てのグレードに対して下記の係数を適用する。

| | |
|-------|-----|
| ★★★★★ | 1.3 |
| ★★★★ | 1.2 |
| ★★★ | 1.1 |
| ★★ | 1.0 |

- ④中障害の各グレードにおいてポイントの対象となる頭数については、認定種目ごとに出場人馬数に対する比率を下記の通り定める。ただし、最大対象頭数は、上位 50 位までとする。

| | |
|-------|-----|
| ★★★★★ | 70% |
| ★★★★ | 60% |
| ★★★ | 50% |
| ★★ | 50% |

- ⑤大障害については、完走馬匹をポイントの対象とし、最大上位 50 位までとする。

- ⑥基礎ポイントは、第 1 位を 100 とし順位が 1 下がるごとに 2 点ずつ減少し、以下の表の通りとする。

| 順 位 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ポイント | 100 | 98 | 96 | 94 | 92 | 90 | 88 | 86 | 84 | 82 | 80 | 78 | 76 | 74 | 72 | 70 | 68 | 66 | 64 | 62 | 60 | 58 | 56 | 54 | 52 |

| 順 位 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ポイント | 50 | 48 | 46 | 44 | 42 | 40 | 38 | 36 | 34 | 32 | 30 | 28 | 26 | 24 | 22 | 20 | 18 | 16 | 14 | 12 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |

- ⑦完走しなかった馬匹にはポイントを付与しない。

- ⑧係数 (a) の計算 出場人馬数／100+0.8=a

- ⑨出場人馬数とは、当該グレードに宣言した馬匹で本競技場に入場した人馬数をいう。

- ⑩決勝競技を予選競技より頭数を減らして実施する場合、決勝競技の出場人馬数は予選競技の出場人馬数と同一とする。ただし、本項で取り扱う決勝競技は、1回の競技会あたり同一グレードに対して1回のみとする。なお、2種目以上で予選を行う場合は、出場人馬数が多い予選競技を対象とする。また、決勝競技に進出できなかった人馬を対象とした競技は認定種目にできない。

- ⑪対象期間における認定種目への出場回数制限は行わない。

- ⑫馬匹が獲得したポイントのうち中障害の各グレードについては、ポイントの高い 5 つ、大障害についてはポイントの高い 3 つを有効として集計する。

- ⑬認定種目の成立には、対象となる宣言馬が 2 頭以上出場しなければならない。

- ⑭審判長が確認のうえ提出した電子データによる成績表を唯一の公式記録としてランキング集計する。

第 22 条 審判長

公認競技会の審判長は、主催者が指名し委嘱する。なお、同一日程同一会場で公認馬場馬術競技会と併催する場合、審判長を兼務することはできない。

- 2 委嘱された者は、当該競技会の査定および認定の任務を負うものとする。なお、審判長としての職務は主催者の委嘱に基づき通常通り行うものとする。
- 3 審判長職務に対する経費（謝金、交通費、宿泊費等）は、主催者が負担するものとする。なお、本連盟は、査定および認定の任務に対し、競技実施日 1 日当たり 10,000 円を支給する。
- 4 公認競技会の審判長は第 24 条の通りとする。また、いずれかの本連盟障害馬術コースデザイナー資格を有していること。
- 5 公認競技会主催者と家族関係にある、あるいは雇用関係にある者は原則として審判長になれない。
- 6 公認競技会審判長に委嘱される者は、障害馬術本部が開催する審判長研修会を原則として毎年 1 回受講のこと。

第 23 条 審判長の任務

公認競技会の審判長は、通常の審判長の任務に加え、上訴委員長の役割を遂行しなければならない。また、技術代表として認定種目が適正に実施されていることを確認しなければならない。なお、指導する点がある場合は、障害馬術本部に詳細を報告しなければならない。また、認定種目の成績表が、指定の様式で作成され、記入漏れが無く、電子データとして本連盟事務局に提出されていることを主催者に確認すること。

2 審判長からの報告に基づき、障害馬術本部が諸規程の条件を満たしていないと判断した場合、主催者に対して改善を要求することがある。また、認定種目を取り消すことがある。

第 24 条 審判員およびスチュワード

公認競技会の審判員およびスチュワードの条件は下記の通りとする。

| | | ★ | ★★ | ★★★ | ★★★★ |
|-----|-----------|-----|-----|-----|------|
| 3 級 | スチュワード | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | チーフスチュワード | × | × | × | × |
| | 審判員 | ○ | ○ | ○ | × |
| | 主任審判員 | ○ | ○ | × | × |
| | 審判長 | × | × | × | × |
| 2 級 | スチュワード | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | チーフスチュワード | ○ | ○ | ○ | × |
| | 審判員 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 主任審判員 | ○ | ○ | ○ | × |
| | 審判長 | × | × | × | × |
| 1 級 | スチュワード | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | チーフスチュワード | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 審判員 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 主任審判員 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 審判長 | ○*注 | ○*注 | ○*注 | × |
| S 級 | スチュワード | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | チーフスチュワード | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 審判員 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 主任審判員 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 審判長 | ○*注 | ○*注 | ○*注 | ○*注 |

○・・・活動できる ×・・・活動できない

*注 審判長に従事する者は、いずれかの障害馬術コースデザイナー資格を有していること。

第 25 条 コースデザイナー

公認競技会のコースデザイナーおよびアシスタントコースデザイナーは、主催者が指名し委嘱する。

2 公認競技会のコースデザイナーの条件は下記の通りとする。

| | | ★ | ★★ | ★★★ | ★★★★ |
|-----|-----------|---|----|-----|------|
| 2 級 | CD | × | × | × | × |
| | アシスタント CD | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1 級 | CD | ○ | ○ | ○ | × |
| | アシスタント CD | ○ | ○ | ○ | ○ |
| S 級 | CD | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | アシスタント CD | ○ | ○ | ○ | ○ |

第 26 条 報告書

主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内に実施した全競技成績およびコース図を書面で本連盟事務局に提出すること。

- 2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に 指定された URL または QR コードよりオンラインにて 本連盟事務局に報告するものとする。
- 3 臨場した獣医師は、全競技終了後 30 分以内に別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出し 主催者はそのコピーを審判長に渡すとともに、原本を当連盟事務局に提出するものとする。

第 27 条 競技成績

認定種目の成績表は、指定フォーマットにより作成し担当審判員の署名を受けること。審判長には認定種目のみ電子データにて提出すること。なお、フォーマットは、ホームページからダウンロードするほか事務局より入手のこと。

2 公認競技会審判長は認定種目の成績表と併せて、指定フォーマットにある表紙シート（役員実績表）に、公認競技会に従事した役員の実績を入力し、署名の上本連盟事務局に報告すること。

附則 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。平成 14 年 1 月 1 日から適用する。

附則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。平成 15 年 1 月 1 日から適用する。
第 3 条、第 4 条 3、第 8 条⑦、第 13 条①a、第 15 条①、第 17 条、第 20 条⑬、第 26 条

附則 この規程は、平成 15 年 4 月 22 日より施行し、平成 15 年 1 月 1 日より適用する。
第 14 条、第 22 条

附則 この規程は、平成 15 年 11 月 10 日より施行し、平成 15 年 11 月 10 日より適用する。
第 14 条①

附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。
第 14 条①、第 15 条 2、第 21 条⑩、第 22 条、第 24 条④、様式 B、様式 C
第 12 条 2 および 3、第 20 条 2、第 21 条⑩削除
第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条新設

- 附則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行し、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。
第 9 条⑦、第 10 条②③④、第 12 条、第 14 条①a、第 16 条①、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条
- 附則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
第 12 条、第 14 条
- 附則 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
第 6 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条
- 附則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
第 16 条
- 附則 この規程は、平成 21 年 10 月 14 日より施行する。
第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 14 条、第 16 条、第 21 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 32 条
- 附則 この規程は、平成 22 年 3 月 4 日より施行する。
第 14 条、第 21 条
- 附則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
第 16 条、第 23 条
- 附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
第 9 条⑦修正、第 10 条⑤削除・以下条文を繰り上げ、第 12 条 4 新設、第 14 条 2 新設、第 20 条修正、第 21 条③修正、第 22 条 1 修正・3 新設、第 25 条 2・3 新設、第 23 条・第 27 条削除・以下条文を繰り上げ
- 附則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
第 2 条修正、第 4 条 1 一部削除、第 5 条 3 修正、第 9 条①修正、第 14 条 2 新設・3 条文繰り下げ、第 16 条②修正、第 21 条③④⑩修正、第 22 条 3 修正、第 24 条修正、第 25 条 2 修正、第 29 条削除
- 附則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
第 2 条一部削除、第 4 条一部削除、第 5 条 3、4 修正、第 7 条追加、第 9 条⑤⑦修正、⑩削除、以下繰り上げ、第 10 条「必要条件」を第 9 条に統一して削除、第 26 条「留意事項」を第 10 条へ移動、④a 新設、以下条文繰り下げ、第 14 条①a 一部削除、b 削除、以下繰り上げ、第 16 条②別表をカテゴリー基準表に移動、第 18 条修正、第 21 条③④修正、⑩一部追加、第 22 条 3、4 一部修正、5 新設、第 24 条修正、第 25 条修正、以下条文繰り上げ
- 附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
第 14 条①b 修正、c 削除、以下条文繰り上げ、第 22 条 4 一部削除、6 新設
- 附則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
第 23 条、第 27 条 2 新設
- 附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

第 12 条、第 13 条、第 26 条追記

附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
第 12 条、第 13 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条追記

附則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
第 5 条、第 13 条

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
第 24 条追記

附則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
第 12 条、第 13 条

附則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
第 4 条、第 26 条

(様式 A)

障害馬術競技会公認申請書

令 和 年 月 日

公益社団法人日本馬術連盟会長 殿

主催団体名 :

代表者氏名 :

印

下記のとおり公認障害馬術競技会として開催したく、公認申請料等を添えて申請いたします。

記

1. 競技会の名称

2. 主催団体

3. 主催団体の連絡先

〒

(住所及び電話番号)

TEL:

4. 担当者氏名／連絡先(携帯)

/

(Emailアドレス)

5. 日 程

～

6. 会 場

7. 申請カテゴリー

(選択してください)

8. 実施する認定種目

ノーマル競技 パート・アンド・ハンディキャップ競技 二段階走行競技

大障害A

種目

種目

種目

大障害B

種目

種目

種目

中障害A

種目

種目

種目

中障害B

種目

種目

種目

中障害C

種目

種目

種目

中障害D

種目

種目

種目

料 金

公認申請料

種目認定料

11,000円

×

種目 =

合計

(税込)

月 日 付 (選択してください)

9. 大会役員(添付) 必須事項 : 審判長、コースデザイナー、アシスタントコースデザイナー(※カテゴリー★★以上)、チーフスチュワード、オフィシャル獣医師、救護医師または看護師、装蹄師、実務責任者)

10. 実施要項(添付) 必須事項 : 種別、グレード、高さ、幅、個数、適用規程、飼育奨励金配分表(※カテゴリー★★以上)

11. 施 設

外来厩舎数

馬房

競技場サイズ

m ×

m

面

練習場サイズ

m ×

m

面

12. 参加予定頭数

頭

公認障害馬術競技会カテゴリー制度細則

(目的)

第1条 公認競技会に一定の基準を設け、カテゴリー区分することにより、馬術競技のより一層の普及と発展を図り、選手の競技力向上と併せて世界に通じる人馬の育成と社会に貢献するスポーツ馬術の発展に寄与することを目的とする。

(カテゴリー)

第2条 カテゴリーの分類は、下記の通りとする。

| | |
|------|--------|
| ★★★★ | (4スター) |
| ★★★ | (3スター) |
| ★★ | (2スター) |
| ★ | (1スター) |

(申請)

第3条 主催者は、別途定める期限までに日本馬術連盟公認障害馬術競技会カテゴリー基準（別表）にしたがって、カテゴリー区分を自己申告する。ただし、カテゴリー区分の条件を著しく満たしていない場合は、障害馬術本部が主催者に対して下位の区分への格下げあるいは取り消しを宣言することができる。なお、上記に生じる問題等については主催者側の責任とする。

2 ★★★★および★★★を開催しようとする主催者は、所定の申込締切日までに障害馬術本部宛て日程および場所を申請しなければならない。

(基準)

第4条 カテゴリー区分の基準は別表の通りとする。

(認定)

第5条 申請があった競技会については、障害馬術本部が審査し認定する。なお、★★★★および★★★については、日程重複を避けるため日程調整会議にて調整する。

(調整)

第6条 ★★★★および★★★について、シーズンにおける所定の回数を超える申請があった場合、障害馬術本部が審査し日程調整会議で調整し認定する。

附則 平成15年1月1日より施行する。

附則 平成15年11月11日より施行する。

附則 平成16年11月15日より施行する。

附則 平成17年4月1日より施行する。

附則 平成21年4月1日より施行する。

附則 平成21年10月14日より施行する。

附則 平成23年4月1日より施行する。

附則 平成25年4月1日より施行する。

別表

公認障害馬術競技会カテゴリー基準

| カテゴリー基準項目 | | | ★★★★ | ★★★ | ★★ | ★ |
|-----------|-------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 施設関係 | 1. 馬場関係 | 本競技場 準備運動馬場 調馬索場 | 4,000m以上 2ヶ所以上 必須 | 3,500m以上 2ヶ所以上 必須 | 3,500m以上 2ヶ所以上 必須 | 3,000m程度 1ヶ所以上 必須としない |
| | 2. 観客収容能力 | 200名以上 | 100名以上 | 100名以上 | 100名以上 | 規定なし |
| | 3. 馬匹収容能力（馬房数） | 約150頭 | 約100頭 | 約100頭 | 約50頭 | |
| | 4. 散水・ハロー等による馬場の整備 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | |
| | 5. 放送設備 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | |
| | 6. 自動計測(1/100秒)による掲示 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須としない |
| | 7. 駐車場・トイレ | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | |
| | 8. 飲料水(自動販売機)の設備 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須としない |
| | 9. 装蹄所・診療所・救護所 | 必須 | 必須としない | 必須としない | 必須としない | |
| 競技運営関係 | CSI-Wの実施 1. (4~12月) | 実施しなければならない | 実施できない | 実施できない | 実施できない | |
| | CSI3*以上の実施 2. (1~3月) | 実施しなければならない | 実施できる | 実施できる | 実施できる | |
| | 3. 場内デコレーション | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 | 必須としない |
| | 4. 開催日数 | 3日間以上 | 3日間以上 | 2日間以上 | 1日間以上 | |
| | 5. 実施必須グレード | 大障害B以上、中障害A、中障害B | 大障害B、中障害A、中障害B | 中障害A、中障害B | 認定種目のいずれか | |
| | 6. 最低競技数 | 5競技以上を実施 | 5競技以上を実施 | 2競技以上を実施 | 1競技以上を実施 | |
| 役員関係 | 1. 審判長 | JEF障害馬術 S級審判員資格者 | JEF障害馬術 S級/1級審判員資格者 | JEF障害馬術 S級/1級審判員資格者 | JEF障害馬術 S級/1級審判員資格者 | |
| | 2. 技術代表／上訴委員長 | 審判長が兼ねる | 審判長が兼ねる | 審判長が兼ねる | 審判長が兼ねる | |
| | 3. コースデザイナー | JEF障害馬術 S級CD資格者 | JEF障害馬術 S級/1級CD資格者 | JEF障害馬術 S級/1級CD資格者 | JEF障害馬術 S級/1級CD資格者 | |
| | 4. アシスタント コースデザイナー | JEF障害馬術CD 資格者 | JEF障害馬術CD 資格者 | JEF障害馬術CD 資格者 | JEF障害馬術CD 任意 | |
| | 5. チーフスチュワード | JEF審判員資格 1級以上を有する者 | JEF審判員資格 2級以上を有する者 | JEF審判員資格 2級以上を有する者 | JEF審判員資格 2級以上を有する者 | |
| | 6. オフィシャル獣医師 | 常駐を必須 | 常駐を必須 | 常駐を必須 | 常駐を必須 | |
| | 7. 救護医師または看護師 | 常駐を必須 | 常駐を必須 | 常駐を必須 | 常駐を必須 | |
| | 8. 装蹄師 | 常駐を必須 | 常駐を必須 | 常駐を必須 | 常駐を必須 | |
| | 9. 実務責任者 | 常駐を必須 | 常駐を必須 | 常駐を必須 | 常駐を必須 | |

| カテゴリー基準項目 | | ★★★★ | ★★★ | ★★ | ★ |
|-----------|--|---|---|---|---|
| 障害物関係 | 1. FEI規程に定められた障害・セーフティーカップ | 必須 | 必須 | 必須 | 必須 |
| | 2. 障害の個数 | 競技会規程参照 | 競技会規程参照 | 競技会規程参照 | 競技会規程参照 |
| | 最大の高さを有する 3. 障害個数 ※中障害B以上では最大の高さで オクサー障害を1個以上含むこと | 大障害： 3個～60% 中障害： 50%～70% | 大障害： 3個～50% 中障害： 40%～60% | 大障害： 2個～30% 中障害： 30%～50% | 大障害： 2個～30% 中障害： 2個～30% |
| | 4. 上記3.以外の障害物 | -10cmまで (第1障害を除く) | -10cmまで (第1障害を除く) | -10cmまで (第1障害を除く) | -10cmまで (第1障害を除く) |
| | 水濠障害 5. ※主催大会では水濠障害を 使用することがある | 中障害B以上の グレードで 使用できる | 中障害B以上の グレードで 使用できる | 中障害B以上の グレードで 使用できる | 中障害B以上の グレードで 使用できる |
| | 6. 最大幅を有する障害個数 | 2個以上 | 2個以上 | 1個以上 | 1個以上 |
| | 7. 分速 | 中障害B以上： 375m～400m 中障害C/D： 競技会規程 第200条8に準ずる | 競技会規程 第200条8に準ずる | 競技会規程 第200条8に準ずる | 競技会規程 第200条8に準ずる |
| インドア競技場 | 1. 馬場の面積 | 2000m ² 以上 | 1200m ² 以上 | 1200m ² 以上 | 800m ² 以上 |
| | 2. 障害の個数 | 標準 10～12個 S&H 10～12個 ダブル障害2個またはトリプル障害1個とダブル障害1個を含むこと | 標準 10～12個 S&H 10～12個 ダブル障害1個またはトリプル障害1個を含むこと | 標準 10～12個 S&H 10～12個 ダブル障害1個またはトリプル障害1個を含むこと | 標準 8～10個 S&H 8～10個 ダブル障害1個を含むこと |
| | 3. 最大の高さを有する 障害個数 | 大障害： 30%～80% 中障害： 50%～70% | 大障害： 30%～50% 中障害： 40%～60% | 大障害： 2個～30% 中障害： 30%～50% | 大障害： 2個～30% 中障害： 2個～30% |
| | 4. 障害物の幅 | 大障害A 170cm以内 大障害B 160cm以内 中障害A 150cm以内 中障害B 140cm以内 中障害C 130cm以内 中障害D 120cm以内 最大幅のオクサー障害を1個以上設置 | 大障害A 160cm以内 大障害B 150cm以内 中障害A 140cm以内 中障害B 130cm以内 中障害C 120cm以内 中障害D 110cm以内 最大幅のオクサー障害を1個以上設置 | 大障害A 160cm以内 大障害B 150cm以内 中障害A 140cm以内 中障害B 130cm以内 中障害C 120cm以内 中障害D 110cm以内 最大幅のオクサー障害を1個以上設置 | 大障害A 150cm以内 大障害B 140cm以内 中障害A 130cm以内 中障害B 120cm以内 中障害C 110cm以内 中障害D 100cm以内 最大幅のオクサー障害を1個以上設置 |
| | 5. 速度（標準） | 分速 325～350m | 分速 325～350m | 分速 325～350m | 分速 300～325m |
| | 1. 飼育奨励金総額 | 300万円以上 | 200万円以上 | 100万円以上 | 規定なし |
| | 2. 年度内実施回数 | おおむね7回 | おおむね17回 | 制限なし | 制限なし |
| | 3. 日程調整 | 対象 | 対象 | 対象外 | 対象外 |